

第 56 回役員会（別紙 6） 個人認証システム検討委員会要項

役員会 第 56 回 平成 18 年 3 月 6 日（月曜日）開催

■別紙 6

個人認証システム検討委員会要項

〔平成 18 年 3 月 6 日役員会決定〕

第 1 京都大学における情報基盤整備の一環として個人認証システム導入について検討するため、情報基盤担当の理事の下に個人認証システム検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

第 2 委員会は総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 個人認証システムの在り方に関すること。
- 二 個人認証システムの構築に関すること。
- 三 個人認証システムの利用に関すること
- 四 その他京都大学における個人認証に関すること

第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 情報基盤、財務、教育・学生及び総務・人事担当の各理事
- 二 情報環境機構長
- 三 情報環境副機構長
- 四 学術情報メディアセンターの教授 若干名
- 五 教育研究推進本部及び経営企画本部の各部長
- 六 情報環境部電子事務局推進室長
- 七 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第四号及び第七号の委員は、総長が委嘱する。

第 4 委員会に主査を置き、情報基盤担当の理事をもって充てる。

第 5 主査は、審議の結果をとりまとめて適宜総長に報告するものとする。

第 6 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

第 7 委員会に関する事務は、情報環境部情報企画課において処理する。